

官報

号外
平成七年四月十九日

○第三百三十二回 参議院會議録第十七号

平成七年四月十九日(水曜日)

午後四時一分開議

○議事日程 第十七号

平成七年四月十九日

午後四時 本會議

第一 サリン等による人身被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。
日程第一 サリン等による人身被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長岩本久人君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(岩本久人君登壇、拍手)

○岩本久人君 たいま議題となりました法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるサリンと見られる物質の発散による人の生命及び身体の被害の発生等にかんがみ、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、サリン等を発散させる行為についての罰則及びサリン等の発散による被害が発生した場合の措置等を定めようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は會議録に譲ります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長	原文兵衛君
副議長	赤桐 操君
議員	横尾 和伸君
都築 謙君	荒木 清寛君
	山崎 順子君

紀平 梯子君	山下 栄一君	岩崎 純三君	宮澤 弘君
泉 信也君	釘宮 磐君	鹿熊 安正君	大島 慶久君
浜四津敏子君	木庭健太郎君	真島 一男君	関根 則之君
北澤 俊美君	長谷川 清君	太田 豊秋君	吉村剛太郎君
猪熊 重二君	白浜 一良君	山崎 正昭君	松谷蒼一郎君
中川 嘉美君	刈田 貞子君	服部三男雄君	野間 越君
直嶋 正行君	星野 明市君	加藤 紀文君	岡 利定君
木暮 山人君	風間 昶君	佐藤 泰三君	清水 達雄君
牛嶋 正君	統 訓弘君	橋崎 泰昌君	片山虎之助君
広中和歌子君	田村 秀昭君	佐藤 静雄君	陣内 孝雄君
小林 正君	勝木 健司君	二木 秀夫君	宮崎 秀樹君
片上 公人君	中西 珠子君	松浦 孝治君	鈴木 貞敏君
和田 教美君	高桑 栄松君	中曾根弘文君	野沢 太三君
野末 陳平君	矢原 秀男君	木宮 和彦君	小野 清子君
中村 鋭一君	林 寛子君	久世 公堯君	杏掛 哲男君
及川 順郎君	鶴岡 洋君	斎藤 文夫君	志村 哲良君
大久保直彦君	吉田 之久君	倉田 寛之君	上杉 光弘君
石井 一二君	井上 計君	井上 孝君	松浦 功君
永野 茂門君	松尾 官平君	森山 眞弓君	高木 正明君
堂本 暁子君	河本 英典君	大木 浩君	斎藤 十朗君
溝手 顯正君	安恒 良一君	井上 吉夫君	佐々木 満君
椎名 素夫君	笠原 潤一君	井上 裕君	板垣 正君
西田 吉宏君	野村 五男君	吉田 達男君	角田 義一君
坪井 一字君	上野 公成君	萱野 茂君	岩崎 昭弥君
南野知恵子君	清水嘉与子君	峰崎 直樹君	今井 澄君
成瀬 守重君	鎌田 要人君	村田 誠醇君	山田 健一君
石渡 清元君	井上 章平君	堀 利和君	岩本 久人君
須藤良太郎君	矢野 哲朗君	肥田美代子君	旦下徳代子君
守住 有信君	青木 幹雄君	櫻井 規順君	三上 隆雄君
浦田 勝君	大塚清次郎君	谷本 巍君	会田 長栄君
下稻葉耕吉君	永田 良雄君	菅野 壽君	篠崎 年子君
柳川 覺治君	竹山 裕君	大淵 綱子君	竹村 泰子君
岡野 裕君	大浜 方栄君	千葉 景子君	一井 淳治君
岡岡 康治君	吉川 芳男君	渡辺 四郎君	山口 哲夫君
岡部 三郎君	田沢 智治君	稲村 稔夫君	菅野 久光君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君	葉科 満治君	上山 和人君
遠藤 要君	坂野 重信君	久保田真苗君	糸久八重子君
林田悠紀大君	村上 正邦君		上野 雄文君

浜本 万三君 青木 新次君 鈴木 和美君 村沢 牧君 武田邦太郎君 西川 潔君 三重野栄子君 高崎 裕子君 小島 慶三君 山田 俊昭君 野別 隆俊君 栗森 喬君 下村 泰君 吉岡 吉典君 佐藤 三吾君 有働 正治君 聴澤 弘君 矢田部 理君 星川 保松君 市川 正一君 上田耕一郎君	磯山 篤君 小川 仁一君 大森 昭君 志苦 裕君 西野 康雄君 西山登紀子君 江本 孟紀君 萩野 浩基君 阪 正敏君 清水 澄子君 庄司 中君 猪木 寛至君 吉川 春子君 本岡 昭次君 松前 達郎君 橋本 敦君 久保 巨君 瀬谷 英行君 池田 治君 立木 洋君	労働委員 辞任 栗森 喬君 補欠 古川太三郎君 予算委員 辞任 西川 潔君 補欠 山田 俊昭君 議院運営委員 辞任 前田 勲男君 補欠 岡 利定君	受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案 大気汚染防止法の一部を改正する法律案 道路交通法の一部を改正する法律案 自動車保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案 石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案 電気事業法の一部を改正する法律案 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。	地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律 石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律 電気事業法の一部を改正する法律 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 悪臭防止法の一部を改正する法律 同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。
國務大臣 (国家公安委員長) 野中 広務君	議員派遣中の議員 磯村 修君 林 紀子君	刑法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件(閣条第八号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	悪臭防止法の一部を改正する法律案 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 家族の責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めめるの件 同日本院は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。	皇室経済主管 角田 素文君 文部省生涯学習局長 草原 克豪君 資源エネルギー庁石炭部長 佐瀬 正敬君 同日内閣総理大臣から議長宛、皇室経済主管角田素文君外二名同日議長承認を、第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。 一昨十七日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。
議長 議長の報告事項 去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	議員派遣中の議員 磯村 修君 林 紀子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
通信委員 辞任 古川太三郎君 補欠 栗森 喬君	補欠 前田 勲男君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

交政策局軍備管理・科学審議官林陽君、外務省欧
亞局長野村一成君、外務省中近東アフリカ局長法
眼健作君及び通商産業省機械情報産業局長渡辺修
君の第百三十二回国会政府委員を免じた旨の通知
書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の
者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること
を承認した。

外務省総合外交政策局軍備
管理・科学審議官事務代理 杉内 直敏君
外務省中近東ア
フリカ局長事務代理 西田 恒夫君
通商産業省機械情報 重家 俊範君
産業局長事務代理 中野 正孝君
消防庁審議官 松田 研一君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政
策局軍備管理・科学審議官事務代理杉内直敏君外
四名(同日議長承認)を、第百三十二回国会政府委
員に任命した旨の通知書を受領した。

昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

井上 哲夫君

補欠

萩野 浩基君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

国際連合委員及び関連委員の安全に関する条約
の締結について承認を求めるの件(閣条第一六
号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。よって議長は即日これを地方行政委員会に付
託した。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案
(閣法第九六号)

同日内閣から、農業基本法第八條第一項の規定に
基づく平成六年度農業の動向に関する年次報告及
び同法第七條の規定に基づく平成七年度において

講じようとする農業施策についての文書を受領し
た。

本日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よっ
て議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案
(閣法第九六号) 審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案
(閣法第九六号) 審査報告書

審査報告書

サリン等による人身被害の防止に関する法律
案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月十九日

地方行政委員長 岩本 久人
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるサリンとみられる
物質の発散による人の生命及び身体の被害の発
生等にかんがみ、サリン等の製造、所持等を禁
止するとともに、サリン等を発散させる行為に
ついての罰則及びサリン等の発散による被害が
発生した場合の措置等を定めようとするもので
あって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

サリン等による人身被害の防止に関する法律
案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よって国会法第八十三條により送付する。

平成七年四月十九日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

サリン等による人身被害の防止に関する法律
案

サリン等による人身被害の防止に関する法
律

(目的)

第一条 この法律は、サリン等の製造、所持等を
禁止するとともに、これを発散させる行為につ
いての罰則及びその発散による被害が発生した
場合の措置等を定め、もってサリン等による人
の生命及び身体の被害の防止並びに公共の安全
の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「サリン等」とは、サリ
ン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピル
をいう。以下同じ。)及び次の各号のいずれにも
該当する物質で政令で定めるものをいう。

一 サリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性
を有すること。

二 その原材料、製法、発散させる方法、発散
したときの性状その他その物質の特性を勘案
して人を殺傷する目的に供されるおそれ並び
に発散した場合の人の生命及び身体に対する
危害の程度が大きいと認められること。

三 犯罪に係る社会状況その他の事情を勘案し
て人の生命及び身体の保護並びに公共の安全
の確保を図るためにその物質についてこの法
律の規定により規制等を行う必要性が高いと
認められること。

(製造等の禁止)

第三条 何人も 次の各号のいずれかに該当する
場合を除いては、サリン等を製造し、輸入し、
所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならな
い。

一 国又は地方公共団体の職員で政令で定める
ものが試験又は研究のため製造し、輸入し、
所持し、譲り渡し、又は譲り受けるとき。

二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関
する法律(平成七年法律第六十五号。以下「化
学兵器禁止法」という。)又は外国為替及び外
国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十
八号)の規定により化学兵器禁止法(第二条第
三項)に規定する特定物質の製造、所持、譲渡
し若しくは譲受け又は輸入をすることができ
る場合に該当して、製造し、所持し、譲り渡
し、若しくは譲り受け、又は輸入するとき。

(被害発生時の措置等)
第四条 警察官、海上保安官又は消防吏員(以下
「警察官等」という。)は、サリン等又はサリン等
である疑いがある物質の発散により人の生命又
は身体の被害が生じており、又は生じらるおそれ
があるとき認めるときは、警察法(昭和二十九年
法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十
三年法律第三十六号)、道路交通法(昭和三十
五年法律第五十五号)、海上保安庁法(昭和二十
三年法律第二十八号)、消防法(昭和二十三年法
律第八十六号)その他の法令の定めるところ
により、直ちに、その被害に係る建物、車両、
船舶その他の場所への立入りを禁止し、又はこ
れらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含
む物品その他の被害に係る物品を回収し、
又は廃棄し、その他その被害を防止するために
必要な措置をとらなければならない。この場合
において、警察官等は、相互に緊密な連携を保
たなければならない。

2 警視總監若しくは道府県警察本部長又は管区
海上保安本部長は前項の規定による措置又はこ
の法律に規定する犯罪の捜査に関し、消防長又
は消防署長は同項の規定による措置に関し、そ
れぞれ、関係行政機関又は関係のある公私の団
体に対し、技術的知識の提供、装備資機材の貸
与その他必要な協力を求めることができる。

3 国民は、サリン等若しくはこれらにサリン等である疑いがある物質若しくはこれらにサリン等を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは速やかに警察官等にその旨を通報するとともに、第一項の規定による警察官等の措置の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(罰則)

第五条 サリン等を発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第六条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 前条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処する。ただし、同条第一項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

4 製造又は輸入に係る第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役に処する。

第七条 情を知って、第五条第一項の罪又は製造若しくは輸入に係る前条第一項若しくは第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供した者は、三年以下の懲役に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第二号及び附則第四条の規定 化学兵器禁止法の施行の日
二 第五条から第七条までの規定 この法律の公布の日から起算して十日を経過した日
(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定が施行されるまでの間における第三条の規定の適用については、同条第一号中「国又は地方公共団体の職員で政令で定めるものが」とあるのは、「国の職員が又は国から試験若しくは研究の委託を受けた者で国家公安委員会が指定したものが」とする。

第三条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者(前条の規定により読み替えて適用する第三条第一号に規定する者を除く。次条において同じ。)又はこの法律の施行の日以後その日から起算して十日を経過する日までの間に第三条の規定に違反してサリン等を所持するに至った者は、同日までの間に、その所持するサリン等の種類、数量及び所在する場所を当該場所を管轄する警察署長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、警察署長が指示する日時において、その指示する方法により、その届出に係るサリン等を廃棄しなければならない。

3 前項の規定により廃棄するまでの間における当該廃棄のためのサリン等の所持については、第三条及び化学兵器禁止法第十六条第一項の規定は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者の当該所持するサリン等及び第三条の規定に違反して所持されるサリン等については、化学兵器禁止法附則第二条の規定は、適用しない。この場合における第三条の規定の適用については、同条第二号中「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。)」とあるのは、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。)」と

制等に関する法律(平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。)(附則第二条を除く。とする。

(罰則)

第五条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。